

国家戦略特区等に係る新たな規制緩和措置の提案

(新規 3 件、継続 12 件、計 15 件)

1 新規 (3 件)

No.	提案項目	規 制		提案理由
		現 行	求める緩和措置	
1 (国)	技能実習制度によりホテル・旅館で就労する外国人の実習期間の延長 (出入国管理及び難民認定法施行規則第 3 条、技能実習制度推進事業等運営基本方針 II 1 の特例) 【産業労働部】	「外国人の技能実習制度」により、ホテル・旅館が外国人を受け入れる実習期間は最長 1 年 (技能実習 1 号に該当)。農業、漁業、建設業、製造業など、1 年目に修得した技能の習熟に時間のかかる 74 職種の実習期間は最長 3 年 (技能実習 2 号に該当)。	ホテル・旅館の業務は多岐にわたる業務からなり、1 年以内の実習では十分習熟できないため、技能実習制度によるホテル・旅館での実習を、技能実習 2 号該当職種と同様の扱いとして、最長 3 年の実習を可能にすること。	<ul style="list-style-type: none"> ホテル・旅館における業務は、フロント、客室案内、食事処の準備・配膳・下膳、清掃、お土産物等の物販等、多岐にわたる業務からなる。これら一連の業務に関する技能を修得し、習熟することによって、帰国後にホテル・旅館等におけるきめ細やかなサービスに活かすことが可能になる。 現行制度の 1 年以内の実習では、これらのスキルを十分習熟できないため、実習期間を最長 3 年に延長する必要がある。
2 (国)	ホテル・旅館の業務等に従事する外国人への 2 回目のワーキング・ホリデー査証の発給 (二国間協定等の特例) 【産業労働部】	ワーキング・ホリデーは各国ごとに原則 1 回しか利用できず、外国人の日本滞在期間は最長 1 年。	ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が、日本の生活様式の普及促進につながるものとして都道府県知事が認める業務*に 6 か月以上従事した場合は、2 回目のワーキング・ホリデー査証を取得できるようにすること。(最長 2 年間滞在できる。) ※日本文化や和食に触れることができるホテル・旅館の業務など	<ul style="list-style-type: none"> 県内温泉地等へのインバウンド客が増加する一方で、ホテル・旅館の人手不足が著しい。 オーストラリアでは、過疎地域の農場等の人手不足を解消するため、2005 年から政府が指定した仕事(農業等)に 3 か月間従事した外国人に対して、2 回目のワーキング・ホリデー査証を発給する特例がある。 日本でも上記特例に準じて、ホテル・旅館の業務など知事が認めた業務に従事する外国人に対し、2 回目のワーキング・ホリデー査証を発給し、最長 2 年間滞在できる仕組みを創設することによって、人材不足の解消と、日本文化や和食といった日本の生活様式の普及促進につなげることができる。
3 (国)	地方自治体による国立公園内の行為の許可基準に係る特例の設定 (自然公園法第 20 条第 3 項、自然公園法施行規則第 11 条第 36 項の特例) 【農政環境部、神戸市】	国立公園の特別地域内において建物の増改築等を行う場合は、環境大臣の許可が必要。(環境大臣は、自然的・社会経済的条件から判断して、当該許可基準の特例を定めることができる。)	都道府県知事又は政令市の長が、特例を定めて許可することを可能とすること。(環境審議会等の意見を聴いた上で、自然的・社会経済的条件から判断して、国立公園の第 2 種特別地域における建物の増改築等の許可基準(高さ 13m 以下や建築面積 2,000 m ² 以下等)の特例を定め、当該特例に基づき許可する。)	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海国立公園六甲地域は関西屈指の避暑地であるが、景気低迷や宿泊ニーズの変化等により、既存の保養所等が閉鎖し荒廃が進むことによる景観の悪化や環境破壊が懸念される。 自然公園法の規制が地域の実情に必ずしも合っておらず、企業の保養所等の建替や売却の阻害要因の一つとなっていることから、既存の建物の改廃について、現地に精通した知事又は市長が、地域独自の許可基準を設定して許可できるようにすることにより、地域の実情を踏まえた国立公園の保護の強化や利活用が進み、国内外から誘客促進を図ることができる。

※「(国)」は国家戦略特区での規制緩和提案、その他は構造改革特区での規制緩和提案。

2 継続 (12 件)

No.	提案項目	提案概要	前回提案に対する国の意見
1 (国)	先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認 (厚生労働省通知の特例) 【企画県民部、神戸市】	医療機関が先進医療に係る検体検査を実施する場合、検体検査の一部工程を外部の検査機関(民間企業)に委託することを可能にすること。	先進医療に係る検体検査を委託によって行う場合、受託機関には、「保険診療における臨床的意義等を保険医が適切に解釈した検査結果」を報告することが求められる。したがって、当該検体検査を委託する場合は、保険医の在籍する保険医療機関で実施されることが必要。
2 (国)	神戸医療産業都市の高度専門病院群に係る保険外併用療養の特例対象医療機関の認定に関する特例 (厚生労働省通知の特例) 【企画県民部、神戸市】	神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群全体を特例対象医療機関として認定すること。	複数の医療機関群で連携して保険外併用療養の特例を活用する場合であっても、主導的な役割を担う医療機関は単独で臨床研究中核病院等と同水準であることが必要。
3 (国)	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和 (高圧ガス保安法、危険物の規制に関する規則第 12 条第 1 項、消防庁通知の特例) 【企画県民部】	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。	危険物施設である製造所等に求められている保安距離については、危険物施設の火災が高圧ガス施設に延焼することや、高圧ガス施設に事故があった場合にその影響が直接製造所等に及ぶことを防止するために定められているものであり、「主な工程が連続していること」「施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は障壁があること」等が満たされる場合を除き緩和は困難。
4 (国)	工場拡張に係る農振除外要件の緩和 (農業振興地域の整備に関する法律施行令第 9 条の特例) 【産業労働部】	工場の拡張用地として隣接する農地を活用できるよう、ほ場整備事業が事業完了後 8 年経過していれば、 <u>用排水路整備事業が事業完了後 8 年未満であっても、当該用排水路の受益農地を農用地区域から除外できるようにすること。</u> ※今回は「用排水路整備事業完了後 8 年未満の農地」に限って緩和を求めることに変更しています。	土地改良事業等により国費を投じて農業公共投資が行われた農地は、農業上の利用を確保すべき土地として良好な営農条件が整備された優良農地であり、農用地区域として位置付け、一定期間、農業上の利用に供する必要があることから、補助金を返還したとしても農用地区域からの除外は不適当。

No.	提案項目	提案概要	前回提案に対する国の意見
5 (国)	国際企業（外国・外資系企業）の業務実態に応じた労務規制の緩和 （労働基準法第37条第4項の特例） 【産業労働部】	国際企業（外国・外資系企業）において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること。	（国からの回答なし）
6	介護保険における住所地特例制度の適用対象の拡大 （介護保険法第13条の特例） 【健康福祉部】	出身地等の居宅に住所を移してから一定期間（例えば1年以内）後に施設に入所した場合や在宅サービスを受ける場合には、居宅に転居前の市町村を保険者とする事。	（国からの回答なし）
7	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入の容認 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項の特例） 【健康福祉部】	私立保育所においても、公立保育所と同様、3歳未満の児童に対する給食の外部搬入を認めること。	この件は「平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する」ことが閣議決定されているため、それまでの間は変更不可。
8	流動食（食品）に対する食事療養費給付についての在宅医療への適用 （健康保険法第52条の特例） 【産業労働部】	医師が食事箋により流動食（食品）を指示し医療機関から提供された場合、在宅患者にも食事療養費が給付されるようにすること。	（国からの回答なし）
9	生産緑地地区に係る面積要件の緩和 （生産緑地法第3条第1項第2号の特例） 【農政環境部】	相続により分割された生産緑地（面積が500㎡未満）において営農を継続する場合には、面積要件を「500㎡以上」から「300㎡以上」に緩和すること。	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があり、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているため、緩和することは不可。
10	狩猟免許試験における試験項目の一部免除 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条第1項の特例） 【農政環境部】	銃砲所持許可を有する者については、狩猟免許試験の試験項目のうち銃砲所持許可の検定項目と重複する「銃器の点検、分解及び結合」等の基本操作を免除すること。	狩猟免許試験における銃器の基本操作は、野外で安全に狩猟をする際の極めて重要な技術であり、銃砲所持許可の検定とは試験の観点が異なる。例えば、射撃姿勢審査の際に水平射撃の姿勢をとった場合、人や建物へ銃弾が当たるおそれがあるため狩猟免許試験では減点対象となるが、銃砲所持許可の検定では減点されない。既に銃砲所持許可を有する者でも銃の操作が確実でないことを理由に狩猟免許試験を不合格になる者は存在しており、基本操作を免除することは不可。
11	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和 （道路運送法第79条の4第1項第5号の特例） 【県土整備部】	市町村もしくは市町村が認める団体が、中学校区内で実施する自家用有償旅客運送については、地域公共交通会議等の合意があったものとみなすこと。	自家用有償旅客運送は、路線バスやタクシーだけでは十分な輸送サービスの提供が困難な場合に、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者の合意を条件に、例外的に実施できるものであるため、地域公共交通会議等における合意を免除することは困難。
12	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の国際フィーダー船の新造時の納付金の免除 （内航海運組合法第8条の特例） 【県土整備部】	地方港－阪神港間を運行する国際フィーダー船については、納付金を免除すること。	当該納付金の制度は、日本内航海運組合総連合会が実施する内航海運暫定措置事業であり、本事業に係る累積債務を当該納付金で返済している現状であることから、納付金を免除することは困難。

参考1 前回提案のうち実現したもの（3件（うち非公表1件））

No.	提案項目	提案概要
1 (国)	地方公共団体による職業紹介の自由化 （職業安定法第33条の4第1項の特例） 【産業労働部】	地方公共団体が無料職業紹介を行う場合は、厚生労働大臣への届出を不要とすること。 H28.8.20 改正法施行
2	都市・農山漁村交流等の活性化のための農林漁業体験民宿に係る規制の緩和 （旅館業法施行規則第5条第1項第4号の特例） 【農政環境部】	非農林漁業者が当該家屋に居住しながら農林漁業体験民宿業を行う場合については、旅館業法の特例（客室面積が33㎡未満でも可）を適用すること。 H28.4.1 改正規則施行

参考2 前回提案のうち現行制度で対応可能なもの（2件）

No.	提案項目	提案概要	前回提案に対する国の意見
1 (国)	再生医療等製品※の製造プロセス検証テストの要件緩和 （厚生労働省通知の特例） ※細胞を培養したもので身体の構造・機能を再生するもの等 【企画県民部】	無菌医薬品のうち再生医療等製品については、製造プロセス検証テストの実施回数要件を年2回から1回に緩和すること。	「無菌操作法による無菌医薬品の製造に関する指針」（H23 厚労省通知）は、医薬品を対象としたもので、再生医療等製品は対象外。そのため、現時点では、再生医療等製品の製造プロセス検証テストについては、製造業者が当該製品の特性に応じて適切な方法で実施すればよいことである。（統一的なガイドラインを検討中）
2	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和（空き家の有効活用） （国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項の特例） 【健康福祉部】	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所（サービス提供拠点）の距離要件を、「歩行距離で概ね500m以内」から「車で約10分程度」に緩和すること。	省令の「近接する土地」とは「歩行距離で概ね500m以内」である旨の通知は、技術的助言であり、具体的解釈は登録権者（県又は政令市・中核市）の判断に委ねられている。また、県が定める高齢者居住安定確保計画においてサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を緩和することも可能である。

＜問い合わせ先＞
企画県民部 特区推進課 特区推進班 TEL 078-362-4378